

台風などの異常気象時の対応について

◎気象台が発表する**警報**について

1. 登校する以前に、「**名古屋市**」または「**尾張西部のいずれかの市町村**」に**暴風警報**が発表された場合

※ **尾張西部**とは**一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、西春日井郡、丹羽郡、海部郡**をさす。

- (1) 始業時刻 2 時間前までに**警報**が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに**警報**が解除された場合は、**解除後2時間を経る**から、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時を過ぎても解除されない場合は、当日の**授業を中止**。

* 上の(1)、(2)の場合に、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は速やかに学校に連絡し、引き続き身の安全を確保する。

2. 登校後に、「**名古屋市**」または「**尾張西部のいずれかの市町村**」に**暴風警報**が発表された場合

※ **尾張西部**とは**一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、西春日井郡、丹羽郡、海部郡**をさす。

- (1) 授業を中止し、安全を確認して、生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

◎市町村が発表する警戒レベルについて

1. 生徒の登校する以前に、あま市から「警戒レベル4以上」の避難情報が発表されている場合

- (1) 始業時刻2時間前までに「警戒レベル3以下」になった場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに「警戒レベル3以下」になった場合は、その発表後2時間を経てから、当日の授業を始める。
- (3) 午前11時を過ぎても「警戒レベル4以上」が継続されている場合は、当日の授業を中止。
上の(1)、(2)の場合に、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は速やかに学校に連絡する。

2. 生徒の登校する以前に、生徒が居住する市町村に対して「警戒レベル4」以上の避難情報が発表されている場合

- (1) 当該生徒は、家族とともに避難を行う。
- (2) 「警戒レベル3」以下になった場合は、上記1の規定に従い、安全に留意して登校する。
* 上の(2)の場合に、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は速やかに学校に連絡し、引き続き身の安全を確保する。

3. 生徒の登校後に、あま市から「警戒レベル4」以上の避難情報が発表された場合

- (1) 即時授業を中止するとともに、災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命・安全を確保する最善の対応(校内での待機、校外の避難場所への移動、保護者等への引き渡し等も含む)を迅速に行う。同時に、学校からきずなネット・ホームページ等で保護者に伝える。

4. 生徒の登校後に、生徒が居住する市町村に対して「警戒レベル4」以上の避難情報が発表された場合

- (1) 当該生徒は、校内に待機させる。
- (2) 「警戒レベル3」以下になった場合、災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から帰宅が困難と認められる生徒については、引き続き校内に留まり、身の安全を確保する。

【災害伝言ダイヤルの使用方法】（伝言保持時間48時間・最大10件）

①安否・被災状況についての学校への連絡方法

『171』→『1』→自宅の電話番号『(052)〇〇〇-〇〇〇〇』→『録音』(30秒)

*携帯電話の番号では利用できない

*録音内容の例

「〇年〇組の美和太郎です。自分も家族も無事ですが、自宅から避難して、××小学校に
います」

②学校再開について確認する場合

『171』→『2』→自宅の電話番号『(052)443-1700』→『再生』

*連絡内容の例

「美和高校です。学校の再開については現在検討中です。学校から連絡があるまで自宅
もしくは避難場所で待機しててください。」

Jアラート緊急情報発信時の対応

1. 登校前にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

- (1)生徒は自宅待機とする。
- (2)その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外に落下したとの情報」が発信された場合は、自宅待機を解除する。自宅待機が解除されたら、生徒は速やかに登校する。
- (3)「ミサイルが日本の領土・領海内へ落下したとの情報」が発信された場合は、自宅待機を継続する。その後の対応は、絆ネットやホームページ等で連絡する。

2. 学校活動中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

- (1)生徒は学校活動を中断する。
- (2)その後、「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」や「日本の領海外に落下したとの情報」が発信された場合は、学校活動を再開する。
- (3)「ミサイルが日本の領土・領海内へ落下したとの情報」が発信された場合は、生徒は安全確認ができるまで校内の安全な場所で待機する。安全確認ができ次第、学校活動の継続等を行う。学校の対応については、きずなネットやホームページ等で連絡する。

(注意)

- ・Jアラートの緊急情報が愛知県に発信されるのは、ミサイルが「中部・近畿・中国地方」への落下または通過が予想される場合である。
- ・弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房ホームページ(国民保護ポータルサイト)に掲載されている。